

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

|          |  |
|----------|--|
| ○氏名      | 井上 美和夏 (いのうえ みわか)  |
| ○学位の種類   | 博士 (技術経営)  |
| ○授与番号    | 甲 第 998 号  |
| ○授与年月日   | 2014 年 9 月 25 日  |
| ○学位授与の要件 | 本学学位規程第 18 条第 1 項<br>学位規則第 4 条第 1 項  |
| ○学位論文の題名 | 組織の中での知識共有の阻害要因と組織コンテキストの関<br>係の分析   |
| ○審査委員    | (主査) 青山 敦 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授)<br>玄場 公規 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授)<br>高梨 千賀子 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科准教授) |

### <論文の内容の要旨>

人の流動化や、組織の大規模化により、人に依存した知識の共有は難しくなっている。人に依存せずに、知識を共有する方法が重要である。本研究では、組織の業務プロセスに着目する。知識共有がなされるためには、どのような業務プロセスが重要であるか、を本研究の問いとする。組織コンテキストが異なる複数のプロジェクトが存在する組織で、知識共有を実現するためには、合理的なプロセスが重要である。1つ目は、登録すべき知識を選定するプロセスである。2つ目は、共有し利用すべき知識を実際の業務プロセスに組み込むプロセスである。3つ目は、組み込まれた知識が確実に利用されていることを確認するプロセスである。全プロジェクトで共通に解釈するための要件を明らかにすることができた。要件は3つあり、1つ目は、再発防止対策を組織の設計開発プロセスに組み込むこと。2つ目は、その対策を実施した結果を、明確な基準で判断する手順、及び明確な判断基準を設けること。3つ目は、新たな再発防止対策の追加によって、他の設計開発プロセスに影響がないことを確認することである。これら 3 つの要点は、組織コンテキストの特徴を制御する可能性を明らかにした。知識の粘着性と組織コンテキストによるメッセージの解釈を、知識共有で扱った先行研究は無く、知識共有の新たな観点の提言として有効である。

### <論文審査の結果の要旨>

本研究は、組織の中での知識共有の阻害要因と組織コンテキストの関係を分析することを目的としている。本論文は、理論的には、Szulanski の知識の粘着性、ベイトソン、田中や

古賀らのコンテキストの概念をベースにしている。その上で、ケーススタディによって、仮説 1：コンテキストが異なると知識共有が難しいを検証した。さらにアクション・リサーチによって仮説 2：異なるコンテキスト間で知識を共有するためには知識の粘着性を取り除くことが重要と、仮説 3：知識共有を実現するためには 3 つの業務プロセスが重要であり、自立的知識活用モデルが重要であることを示した。

本論文のテーマは、非常に時宜に合っていて重要であり、先行研究の成果に、ナレッジマネジメントの原理、組織コンテキストのコンセプト、業務標準化の概念を組み合わせるという意味で独創的である。この研究で使われたケーススタディとアクション・リサーチの方法論は、問題の特性に対応するのにおいて適切である。

理論的には、知識共有の阻害要因を、組織コンテキストにまで繋げ、関係性を見出したことが、本研究の貢献である。実務的には、知識の粘着性の削減方法と、知識利用の有用度を高める業務プロセスを求め、具体的に示した。また、「再発防止対策」という限定された知識での事例であるが、知識の本質は、“判断”であるという解釈に基づけば、ベスト・プラクティスやノウハウ等、展開による貢献が可能であると考えられる。人が固定化された組織においては、このような仕組みは必要性は低いのであろうが、現状のような人の流動化を前提とした環境においては、知識を人では無く組織で蓄積する方法が必要である。課題設定、仮説設定、先行研究の分析、ケースの選定、ケーススタディ及びアクション・リサーチによる仮説の適切性の示唆、知識共有方法論の実際の組織への実装という実証的研究の方法論及び定量的検討の要件を適切に行っており、また、理論面、実用面での貢献もあるので、本論文は、学位の要件を満たすと認める。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

論文審査委員会は、学位申請者に対し、2014年7月8日(火)の19時00分から20時30分まで、コアステーションの第2会議室において口頭試問を行った。口頭試問では、学位申請者より、組織コンテキストが異なる複数のプロジェクトが存在する組織での、知識共有を実現するため自立的知識活用モデルの概念の理解が貢献することが明確に示された。また、学位申請者は、既に英語による査読付き論文2編と査読付き国際会議論文1編を発表しており、外国語能力についても十分有していることも確認し、本学学位規程第25条第1項によりこれに関わる試験を免除した。

学位申請者に対する公聴会は、2014年7月29日(火)の21時00分から22時00分まで、ラルカディア R310 号教室において行われた。学位申請者は、論文各審査委員および公聴会参加者からの論文に関する質問にも適切に回答しており、論文審査委員会は学位申請者が博士学位の授与に値することを確認した。

以上の点を総合的に勘案し、論文審査委員会は、学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(技術経営 立命館大学)の学位を授与することが適当であることを判断する。